

## 環境影響評価準備書に対する主な意見について

### 【総括的事項】

- ・ 工事期間が十数年と長期にわたるが、その間に工事の方法や環境保全等に関係する技術の進展が考えられることから、事業の実施においては、環境保全を重視した最新かつ最良の技術の導入に常に努めること。  
(東京都知事意見)
- ・ 地下水や地盤などへの影響については、地下水流動保全工法の実施事例が限られていることから、予測・評価に当たり、類似事例の検証を十分に行い、可能な限り環境影響の低減に努めること。  
また、事後調査を適切に実施し、その結果予測外の環境影響が生じた場合は、速やかに適切な措置を講ずること。(東京都知事意見)
- ・ 工事中及び供用後の事後調査については、東京都環境影響評価条例に基づき同様の手続きを実施する旨を評価書に記載するとともに、本意見とりわけ「項目別事項」などの意見を踏まえ、調査の実施時期及び実施方法等について、具体的に明らかにすること。  
また、事後調査の結果、対象事業が環境に著しい影響を及ぼしていると認められた場合は、適切な環境保全措置を速やかに講ずること。  
このほかに、工事中及び供用後における環境影響をモニタリングにより把握し、必要な対策を速やかにとること。(東京都知事意見)

### 【水循環】

- ・ シールド工法及びシールドトンネルを拡幅するNATMにおける止水対策の確実性について、実施事例の提示等により、可能な限り具体的に明らかにすること。(東京都知事意見)
- ・ 白子川、仙川の河川横断部で実施する函体推進工法により、伏流水及び地下水への影響が考えられるので予測・評価すること。(東京都知事意見)
- ・ 工事中においては、地下水の湧出抑制に努めること。  
また、地下水の水質に影響を及ぼすおそれがあることから、湧出した地下水を帯水層に戻さないこと。(東京都知事意見)

## 【地盤】

- ・ 各ジャンクション及びインターチェンジで行われる開削工事は、最深で地盤面下 40m 以上に及ぶと想定されているので、土留壁による地下水の遮断、土留壁の変形並びに掘削底面の盤ぶくれ等による地盤面の変形の程度及び範囲について予測・評価すること。(東京都知事意見)

## 【廃棄物】

- ・ 建設発生土及び建設汚泥の発生量は、それぞれ約 740 万 $m^3$ 、約 400 万 $m^3$ と膨大な量になることが予測されていることから、それらの発生の抑制を図ること。(東京都知事意見)

## 【安全・安心】

- ・ 大深度地下トンネル内で車事故、火災等が起きた場合の安全性に大きな疑問がある。  
また大深度地下トンネルの地震時の対策、維持方法などについて明らかにすること。(住民等の意見)

## 【その他】

- ・ 自然はかけがえのないものであることから、八の釜憩いの森などの自然環境の保全については、環境への影響の回避又は低減措置について優先して検討すべきである。その結果、回避又は低減措置が困難である場合は、その理由及び検討経過を明確に示すこと。  
やむを得ず代償措置を講ずる場合には、損なわれる環境要素と代償措置によって創出される環境要素について内容等を検討し、代償措置の効果及び実施可能と判断した理由、さらに維持管理の手法等について具体的に記述すること。  
また、代償措置による効果の程度等を踏まえ、項目及び手法等について十分精査した上で事後調査を実施すること。事後調査の結果については速やかに公表するよう努めること。(東京都知事意見)